

平成26年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年3月19日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号   | 事 件 名                                  |
|------|--------|----------------------------------------|
| 第1   |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 第2   | 報告第2号  | 損害賠償の額の決定について                          |
| 第3   | 議案第16号 | 消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について          |
| 第4   | 議案第17号 | 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について               |
| 第5   | 議案第18号 | 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 第6   | 議案第19号 | 飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について      |
| 第7   | 議案第20号 | 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について         |
| 第8   | 議案第21号 | 飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について              |
| 第9   | 議案第22号 | 飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について         |
| 第10  | 議案第23号 | 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について              |
| 第11  | 議案第24号 | 飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について               |
| 第12  | 議案第25号 | 財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)                 |
| 第13  | 議案第26号 | 飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について                 |
| 第14  | 議案第27号 | 飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について           |
| 第15  | 議案第28号 | 飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について  |
| 第16  | 議案第29号 | 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 第17  | 議案第30号 | 古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について             |
| 第18  | 議案第31号 | 宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について           |
| 第19  | 議案第32号 | 飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について         |
| 第20  | 議案第33号 | 平成26年度飛騨市一般会計予算                        |

| 日程番号 | 議案番号   | 事 件 名                         |
|------|--------|-------------------------------|
| 第21  | 発議第2号  | 議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議 |
| 第22  | 議案第34号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算         |
| 第23  | 議案第35号 | 平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算        |
| 第24  | 議案第36号 | 平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算           |
| 第25  | 議案第37号 | 平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算         |
| 第26  | 議案第38号 | 平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算        |
| 第27  | 議案第39号 | 平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算  |
| 第28  | 議案第40号 | 平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算        |
| 第29  | 議案第41号 | 平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算     |
| 第30  | 議案第42号 | 平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算      |
| 第31  | 議案第43号 | 平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計予算          |
| 第32  | 議案第44号 | 平成26年度飛騨市情報施設特別会計予算           |
| 第33  | 議案第45号 | 平成26年度飛騨市給食費特別会計予算            |
| 第34  | 議案第46号 | 平成26年度飛騨市水道事業会計予算             |
| 第35  | 議案第47号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算       |
| 第36  | 請願第1号  | 特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願        |
| 第37  | 請願第2号  | 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書     |
| 第38  | 意見第1号  | 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書      |
| 第39  |        | 総務常任委員会調査報告について               |
| 第40  |        | 産業常任委員会調査報告について               |
| 第41  |        | 議員定数等特別委員会調査報告について            |
| 第42  | 発議第3号  | 飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例について    |

| 日程番号 | 議案番号  | 事 件 名         |
|------|-------|---------------|
| 第43  | 意見第2号 | 地域医療再生に関する意見書 |

平成26年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成26年3月19日

| 日程番号  | 議案番号   | 事 件 名                           |
|-------|--------|---------------------------------|
| 追加第5  |        | 常任委員の選任                         |
| 追加第6  |        | 議会運営委員会委員の選任                    |
| 追加第7  | 発議第4号  | 広報広聴特別委員会設置に関する決議               |
| 追加第8  |        | 飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙               |
| 追加第9  |        | 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙           |
| 追加第10 | 議案第48号 | 飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて |
| 追加第11 |        | 各種委員の選任                         |
| 追加第12 |        | 閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)         |
| 追加第13 |        | 閉会中の審査の申し出について(産業常任委員会)         |
| 追加第14 |        | 閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)         |

## 本日の会議に付した事件

|       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第2  | 報告第2号  | 損害賠償の額の決定について                          |
| 日程第3  | 議案第16号 | 消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について          |
| 日程第4  | 議案第17号 | 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第5  | 議案第18号 | 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6  | 議案第19号 | 飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について      |
| 日程第7  | 議案第20号 | 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第8  | 議案第21号 | 飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について              |
| 日程第9  | 議案第22号 | 飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第10 | 議案第23号 | 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第11 | 議案第24号 | 飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第12 | 議案第25号 | 財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)                 |
| 日程第13 | 議案第26号 | 飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第14 | 議案第27号 | 飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第15 | 議案第28号 | 飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について  |
| 日程第16 | 議案第29号 | 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第17 | 議案第30号 | 古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について             |
| 日程第18 | 議案第31号 | 宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について           |
| 日程第19 | 議案第32号 | 飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について         |
| 日程第20 | 議案第33号 | 平成26年度飛騨市一般会計予算                        |
| 日程第21 | 発議第2号  | 議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議          |
| 日程第22 | 議案第34号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算                  |
| 日程第23 | 議案第35号 | 平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算                 |
| 日程第24 | 議案第36号 | 平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算                    |
| 日程第25 | 議案第37号 | 平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算                  |
| 日程第26 | 議案第38号 | 平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算                 |
| 日程第27 | 議案第39号 | 平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算           |
| 日程第28 | 議案第40号 | 平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算                 |
| 日程第29 | 議案第41号 | 平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算              |
| 日程第30 | 議案第42号 | 平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算               |
| 日程第31 | 議案第43号 | 平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計予算                   |
| 日程第32 | 議案第44号 | 平成26年度飛騨市情報施設特別会計予算                    |
| 日程第33 | 議案第45号 | 平成26年度飛騨市給食費特別会計予算                     |
| 日程第34 | 議案第46号 | 平成26年度飛騨市水道事業会計予算                      |
| 日程第35 | 議案第47号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算                |
| 日程第36 | 請願第1号  | 特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願                 |
| 日程第37 | 請願第2号  | 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書              |

|         |        |                                 |
|---------|--------|---------------------------------|
| 日程第38   | 意見第1号  | 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書        |
| 日程第39   |        | 総務常任委員会調査報告について                 |
| 日程第40   |        | 産業常任委員会調査報告について                 |
| 日程第41   |        | 議員定数等特別委員会調査報告について              |
| 日程第42   | 発議第3号  | 飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第43   | 意見第2号  | 地域医療再生に関する意見書                   |
| 追加日程第1  |        | 議長の辞職の件について                     |
| 追加日程第2  |        | 議長の選挙                           |
| 追加日程第3  |        | 副議長の辞職の件について                    |
| 追加日程第4  |        | 副議長の選挙                          |
| 追加日程第5  |        | 常任委員の選任                         |
| 追加日程第6  |        | 議会運営委員会委員の選任                    |
| 追加日程第7  | 発議第4号  | 広報広聴特別委員会設置に関する決議               |
| 追加日程第8  |        | 飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙               |
| 追加日程第9  |        | 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙           |
| 追加日程第10 | 議案第48号 | 飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて |
| 追加日程第11 |        | 各種委員の選任                         |
| 追加日程第12 |        | 閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)         |
| 追加日程第13 |        | 閉会中の審査の申し出について(産業常任委員会)         |
| 追加日程第14 |        | 閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)         |

○出席議員(17名)

|     |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|
| 1番  | 前中 | 川嶋 | 文国 | 博則 |
| 2番  | 田洞 | 嶋中 | 清和 | 安彦 |
| 3番  | 野後 | 口村 | 勝和 | 憲正 |
| 4番  | 福菅 | 藤田 | 武明 | 彦彦 |
| 5番  | 菅内 | 沼海 | 良真 | 郎次 |
| 6番  | 森高 | 下原 | 邦希 | 子子 |
| 7番  | 谷天 | 口充 | 幸寛 | 男徳 |
| 8番  | 葛山 | 木谷 | 博寛 | 文一 |
| 9番  | 池籠 | 下田 | 寛恵 | 子美 |
| 10番 |    | 山  |    |    |
| 11番 |    |    |    |    |
| 12番 |    |    |    |    |
| 13番 |    |    |    |    |
| 14番 |    |    |    |    |
| 15番 |    |    |    |    |
| 16番 |    |    |    |    |
| 17番 |    |    |    |    |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

|           |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|
| 市長        | 井白 | 上川 | 久修 | 則平 |
| 副市長       | 山福 | 本田 | 幸幸 | 一博 |
| 教育長       | 谷小 | 田口 | 富孝 | 之文 |
| 代表監査委員    | 水倉 | 上  | 雅  | 文廣 |
| 会計管理者     | 石  | 腰  |    | 豊  |
| 総務部長      | 柏  | 木  | 雅  | 行  |
| 財政課長      | (副 | 市長 | 兼  | 務) |
| 教育委員会事務局長 | 谷  | 澤  | 敦  | 子  |
| 企画商工観光部長  | 藤  | 井  | 義  | 昌  |
| 環境水道部長    | 川  | 瀬  | 智  | 彦  |
| 市民福祉部長    | 沢  | 之上 | 向  | 光  |
| 農林部長      | 川  |    | 清  | 秋  |
| 基盤整備部長    |    |    |    |    |
| 消防長       |    |    |    |    |
| 病院管理室長    |    |    |    |    |

○職務のため出席した事務局員

|        |    |    |    |    |
|--------|----|----|----|----|
| 議会事務局長 | 野竹 | 村原 | 重美 | 昭香 |
| 書記     |    |    |    |    |

( 開議 午前 10 時 00 分 )

◆開議

◎議長（内海良郎）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の出席議員は全員であります。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（内海良郎）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 14 番、葛谷寛徳君、15 番、山下博文君を指名いたします。

◆日程第 2 報告第 2 号 損害賠償の額の決定について

◎議長（内海良郎）

日程第 2、報告第 2 号、損害賠償の額の決定について、を議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

総務部長、小倉孝文君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。報告第 2 号について説明させていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

発生日時、場所ですが、平成 26 年 2 月 15 日、午前 9 時 30 分頃。飛騨市神岡町西地区国道 41 号線でございます。事故の概要ですけれども、教育委員会事務局所属職員が業務のため公用車で国道 41 号を神岡町に向け走行中、古川町数河地内数河峠頂上通過後の最初のヘアピンに差ししかかった際に、職員の不注意と積雪により公用車がスピンしたため、反対車線側のガードパイプに衝突し、公用車助手席側前方のバンパー付近と助手席側ドア付近および国道のガードパイプを損傷させたものがございます。相手方は、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所神岡維持出張所でございます。事故の種類は物損事故で、相手方損害額は 3 万 5 4 6 円です。市の過失割合は 100% で、損害賠償金につきましては 3 万 5 4 6 円でございます。専決年月日は、平成 26 年 3 月 12 日、専決第 1 号でございます。以上で説明を終わらせていただきます。申し訳ありませんでした。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕



◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。以上で、報告第2号を終わります。

◆日程第3 議案第16号 消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について  
から

日程第10 議案第23号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

◎議長（内海良郎）

日程第3、議案第16号、消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてから、日程第10、議案第23号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてまでの以上8案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。議案第16号から議案第23号までの8案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。総務常任委員長、谷口充希子君。

〔総務常任委員長 谷口充希子 登壇〕

●総務常任委員長（谷口充希子）

おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第16号から議案第23号までの8案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。去る3月11日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

議案第16号、消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。本案は、消費税率および地方消費税率が引上げられることに伴い、市で取り扱う各種料金等に関する条例において、消費税率および地方消費税率ならびに金額について規定している関連箇所を改正するものです。

また、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例、別表において規定する各種証明書発行手数料について、装具装着証明書発行に伴う費用は徴収していないため、当該項目を削除するものです。

質疑では、各種料金改定額の算定方法について質問があり、これまでの金額を105で割戻し、その金額に108を掛けて算出し、その金額について10円未満を切り捨てて決定した。また、もともと外税であった2件については、円単位として決定したとの答弁がありました。

また、国は行政から消費税を徴収しないことになっているが、どうして徴収するのかとの質問があり、国からの指導が2回あり、そのうちの1回は地方自治法に基づく助言となっており、施設の維持管理費等経費が増えることから、上昇分を上げることが適

当であるとの指導となっているとの答弁がありました。そのほか地方消費税分の市への配分や、改正に伴う収入増額、市民への周知方法等についての質問がありました。

自由討議および討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第 17 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、消費税率および地方消費税率が引上げられることに伴い、各種施設使用料の金額が改定するものであります。

質疑では、神岡東町コミュニティーセンターの指定管理者へのアンケートについて質問がありましたが、討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第 18 号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、人事院勧告に準じ、職員の給与を改定するための改正で、給与構造改革により抑制されていた昇給の回復措置で、給与構造改革期間中に抑制されていた昇給分について、平成 26 年 4 月 1 日に 45 歳未満の職員を 1 号級上位に調整するために改正されるものです。

質疑では、給与の増額分の内容についての質問がありましたが、ほかに質問はなく、自由討議、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第 19 号、飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について申し上げます。本案は、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の改正に伴い、公務組織の活力維持および向上を図るため早期退職募集制度を実施するために制定されるものです。

質疑では、今後どのような考え方で募集していくのかとの質問があり、今後、行政改革の中で必要があれば行っていくとの答弁がありました。

また、募集の範囲等について質問があり、勤続年数が 20 年以上、定年前 45 歳以上が対象となるとの答弁がありました。そのほか説明事項の、「公務組織の活力維持」、「透明性及び公表性が優れている」というのは、どういったことか等の質問がありました。

自由討議はありましたが、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第 20 号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、改正部分の一部が平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係箇所を改正するものです。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第 21 号、飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について申し上

げます。本案は、消防組織法が改正され、当該資格基準について市町村が条例で定めることとされたことに伴い、新たに制定するものです。

質疑では、これまでの資格等について質問がありましたが、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第２２号、飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、消費税および地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されている手数料の額の標準のうち、影響を受けるものが改正されたことにより、当該条例の関係箇所を改正するものです。

質疑では、手数料にかかる消費税は非課税ではないか、との質問があり、手数料は非課税であるが、政令の見直しに伴い改正するもの、との答弁がありました。

自由討議はなく、討論の後、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第２３号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、飛騨市羽根運動場および飛騨市坂巻公園テニスの夜間照明設備の撤去に伴い、使用時間を改正する等のものです。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ないようでございますので、以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第１６号、消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。反対討論を行います。１７番、籠山恵美子君。

〔１７番 籠山恵美子 登壇〕

○１７番（籠山恵美子）

私は、議案第１６号、消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例、この改正について反対をして理由を述べたいと思います。

この後に続く１７、２２などにも関連する同じ立場でありますけれども、消費税の消費税法第６０条第６項、これには地方公共団体の一般会計に係る消費税について述べら

れています。

この法律では、一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準額に対する消費税額から控除することのできる消費税額の合計額は、当該課税標準額に対する消費税額と同類とみなす、ということです。これはつまり、飛騨市が一般会計に係る業務として行う事業については、結果的に納税額が発生しない仕組みになっている。こういうことであります。つまり、納税する必要がありませんから、市民から取る必要もないということでもあります。

この飛騨市が５％から８％に増税されることに伴う条例改正をして、市民から徴収する増収分についての説明も、また執行部から何もありませんでした。これはやはり法律に触れると思いますので、この条例改正には反対いたします。

〔１７番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に賛成討論を行います。１番、中嶋国則君。

〔２番 中嶋国則 登壇〕

○２番（中嶋国則）

議案第１６号、消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場で討論を行います。

現在の日本では、急速な高齢化と少子化が同時に進んでいます。子供が少なくなり高齢者が増加するということは、世の中の経済を支える現役世代、生産年齢人口の割合が減少することになります。このままでは年金、医療、介護など、社会保障費用を働く世代が支えていくことには限界があります。社会保障財源のために所得税を上げることは、現役世代にさらに負担が集中することになります。

また、財源捻出のために法人税などを上げることは、ますます企業の海外流出を進めることになり、日本国内の産業経済の衰退を招くことになります。

一方、国と地方自治体の借金は、１，０００兆円を超えており、子供や孫、ひ孫たちへの将来世代へ、これ以上負担の先送りすることはできません。

消費税は、景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定しており、現役世代など特定の人に負担を集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税は、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしい税であると考えられます。

今回、消費税の引上げに伴う関係条例の整備につきましては、飛騨市の施設等を直接利用される方、市が行う各種サービスを直接利用する方にも負担していただくことが公正公平な対応であることを確信するものであります。以上、申し上げましたように、賛成討論といたします。

〔２番 中嶋国則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は、可決でありま

す。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立多数であります。よって、議案第１６号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１７号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。反対討論を行います。１７番、籠山恵美子君。

〔１７番 籠山恵美子 登壇〕

○１７番（籠山恵美子）

この第１７号も同じ理由で反対であります。使用料徴収、これに３％の増税分をかけるという条例改正であります。

今、中嶋議員から賛成討論がありましたけれども、法律というものはどんなに耳当たりのいい言葉で拡大解釈しても駄目であります。法律をきちんと守るのが行政の仕事です。この消費税法によって、地方自治体は一般会計の公共料金に転嫁しなくてもいいというふうに法律がなっているのですから、それをきちんと守り、社会保障の財源がどうのこうのというのはその法律に従うやり方をしなければなりません。社会保障にどう使うかの説明も行政からは全くありません。ですから、この第１７号にも私は反対いたします。

〔１７番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

賛成討論の通告はありませんので、これで討論を終結し、これより採決を行います。

本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立多数であります。よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１８号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてから、議案第２１号、飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例についてまでの４案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第１８号から議案第２１号までの４案件について、委員長の報告は可決であります。これら４案件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１８号から議案第２１号までの４案件については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２２号、飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について、

討論の通告がありますので発言を許可いたします。反対討論を行います。１７番、籠山恵美子君。

〔１７番 籠山恵美子 登壇〕

○１７番（籠山恵美子）

この議案第２２号の条例改正も、転嫁する必要のない消防関係の手数料に消費税増税分を転嫁するという条例改正でありますので、これも賛成することはできません。よって、反対いたします。

〔１７番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

賛成討論の通告はありませんので、これで討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立多数であります。よって、議案第２２号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２３号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。議案第２３号について、委員長の報告は可決であります。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２３号については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第１１ 議案第２４号 飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について  
から

日程第１９ 議案第３２号 飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例  
について

◎議長（内海良郎）

日程第１１、議案第２４号、飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例についてから、日程第１９、議案第３２号、飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例についてまでの合わせて９案件を、会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。これら９案件のつきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。産業常任委員長、高原邦子君。

〔産業常任委員長 高原邦子 登壇〕

●産業常任委員長（高原邦子）

皆さん、おはようございます。それでは、産業常任委員会に付託されました議案第24号から議案第32号までの9案件につきまして、審査の概要ならびに結果についてご報告いたします。去る3月11日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

議案第24号、飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、市内事業者が当該制度を利用しやすい環境を整えるとともに、事務手続き等を簡素化することで、当該制度の利用促進を図るため、関係条項について改正するものです。

質疑では、今回の改正について事業者からの要望はあったのかとの質問があり、平成25年度は古川町2件、神岡町1件の申請があり、改正によりこれまで空き家としていたものを、新築やテナント等も対象としていくとの答弁がありました。

また、審査委員会から認定機関の意見を求めることに変更することについて、審査に要する期間が長くなるのではとの質問があり、これまでは申請がある都度、委員会を設置して意見を聞いた上で市長が判断してきたが、認定機関として商工会や税理士事務所、金融機関などが認定されていることから、事前に相談しやすくなること等から、開業までの期間短縮が図られるとの答弁がありました。そのほか、計画の内容変更の内容や手続きについての質問がありました。

次に、議案第25号、財産の無償貸付けについて、流葉スキー場施設について申し上げます。本案は、流葉スキー場に関する契約が平成26年9月30日に満了となるため、同一条件で10年間契約延長するにあたり、従来どおりスキー場として有効活用を図るため無償貸付けを行うものであります。

質疑では、借り手である大阪緑風観光株式会社に対する直近の決算内容について質問がありましたが、指定管理者ではないため、直近の決算状況については把握していないとの答弁がありました。

また、市が借りている土地が含まれているのかとの質問があり、借りている土地はないとの答弁がありました。

次に、議案第26号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、公共下水道事業処理区域外の汚水を下水道に排除する場合における許可申請および加入金の取り扱いについて新たに規定するほか、特定事業場からの下水の排除の制限および除外施設の設置等に係る水質基準の改正を行うほか、消費税率等の引上げに伴い、当該条例において消費税率および地方消費税率について規定している箇所の改正を行う等のものです。

質疑では、処理区域外についての質問があり、処理区域として指定されている宅地等を除く農地等が、今後、宅地化されたときなどに対応するためとの答弁がありました。その他、市が管理している公衆トイレなどの下水道の接続についてなどの質問がありました。

次に、議案第２７号、飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、農村下水道処理施設区域外の汚水を下水道に排除する場合における許可申請および加入金の取り扱いについて新たに規定するほか、消費税率等の引上げに伴い、当該条例において消費税率および地方消費税率について規定している箇所の改正を行う等のものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第２８号、飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について申し上げます。本案は、荒城クリーンセンターにおける、資源ごみ処理施設の設置、管理および運営に関する事務を高山市に委託しているが、荒城クリーンセンターは平成１９年度から休止しており、今後も両市とも使用する予定がないこと、また、同施設の資源ごみ処理施設に係る起債償還が今年度で完了することから、委託期間を平成３０年度から平成２５年度に改正するものです。

質疑では、削除では駄目なのかとの質問があり、規約には年度が指定されていることから、年度の改正によるとの答弁がありました。そのほか、現状や今後の見通しについて質問がありました。

次に、議案第２９号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、市指定ごみ収集袋について、高齢者や単身者等ごみの排出量が比較的少ない世帯への配慮から、新たな種類として極小可燃ごみ袋を追加するとともに、消費税率等が引上げられることに伴い、当該条例において定める手数料の金額の改正を行う等のものです。

質疑では、極小ごみ袋の大きさについて質問があり、容量は今の小の半分ほどとの答弁がありました。そのほか、ごみ袋の単価の質問がありましたが、極小ごみ袋については、これから発注していくため、まだ決定していないとの答弁がありました。

次に、議案第３０号、古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について申し上げます。本案は、同条例を合併後も暫定施行することで引き続き利子補給の対象としてきましたが、利子補給が終了したことに伴い、同条例を廃止するものです。

質疑では、河合村とかはないのかとの質問があり、神岡、河合については要綱となっていたため、条例の廃止にはあたらないとの答弁がありました。

次に、議案第３１号、宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について申し上げます。本案は、同条例を合併後も暫定施行することで引き続き利子補給の対象としてきましたが、利子補給が終了したことに伴い、同条例を廃止するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第３２号、飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について申し上げます。本案は、岐阜県漁業近代化資金利子補給規則に基づき、市内漁業者が施設整備等の際に要する資金の利子補給に関して制度化し実施してきましたが、同県規則の廃止により制度が廃止されたことに伴い、当該条例を廃止するものです。

質疑では、漁業経営者の状況について質問があり、餌代が高止まりしており、経費の



節減等で対応している旨の答弁がありました。

また、ほかに補助金等の施策はとの質問があり、答弁では、ほかの振興資金条例で対応できるとのことでした。そのほか「かじか」養殖についての質問がありました。

いずれの議案に対しましても自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。

議案第24号、飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例についてから、議案第28号、飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約についてまでの5案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

最初に、議案第24号から議案第28号までのこれら5案件について、委員長の報告は可決であります。これら5案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

議案第29号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、反対したいと思います。

この中に身については、極小ごみ袋というものが新たに作られるようになりまして、こういう物は市民の利便に配慮し、市民の要望によって改善されるもので評価したいと

思います。ただし、全体的にはこの条例改正の中身については、やはり消費税を転嫁するという条例改正でありました。

皆さんご存じのように、消費税というのは預かり税です。例えば、1,000万円以上の売り上げがある民間の事業者は、買ってくださった方、消費者から消費税を預かり、それを税務署に払う。そういうものです。飛騨市の場合、公共料金に転嫁しなくてもいい法律があるにもかかわらず、こういうものから消費税を取り、そして国に納めない。こういうやり方があって本当に市民に顔向けできるでしょうか。市民に襟を正すことができるでしょうか。よって、このような条例改正には反対いたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

賛成討論はありませんので、これで討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立多数であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号、古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例についてから、議案第32号、飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例についてまでの3案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

最初に、議案第30号から議案第32号まで、これら3案件について委員長の報告は可決であります。これら3案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件については、委員長報告のとおり可決されました。

#### ◆日程第20 議案第33号 平成26年度飛騨市一般会計予算

◎議長（内海良郎）

日程第20、議案第33号、平成26年度飛騨市一般会計予算についてを議題といたします。

議案第33号につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の過程および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略したいと思います。

います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。それでは、これより討論を行います。議案第33号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。最初に反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

議案第33号、平成26年度飛騨市一般会計予算に反対をし、討論をしたいと思います。

飛騨市の新年度一般会計予算は、前々年度までに大型公共事業がほぼ完了し、ハード面で落ち着いたが、ソフト面での重要施策を図ったことにより162億4,000万円を計上した、というものでした。対前年度の伸び率はマイナス1.6%、金額にすると2億7,000万円の減額予算となっております。

飛騨市が考えるソフト面での重要施策とは何か。私は、精査し検証いたしました。新年度予算で新規事業が顕著なのは、農業支援センター設置によって立案された、さまざまな農業者への直接支援策でありました。飛騨市の農業の衰退を防止し振興を図るために、そのために人を育てる。農業者を直接支援するということは、とても大事なことであり、率直に評価したいと思います。これらの施策の成果を見守り、さらなる充実を望むものであります。

企画課の地域資源を生かした地域づくり推進事業に1,200万円の予算が計上されています。これは、外部の民間企業のノウハウと行政と国の補助制度での初の協同作業、コラボとなるのでしょうか。とりあえず、この1年の進捗状況を見守りたいと思います。

問題は、消費税増税に絡む飛騨市の社会保障への責任と福祉行政の貧困であります。ご存じのように、国が消費税を8%に引き上げた理由は、その引上げ分全てを社会保障に充てるということでありました。飛騨市に交付される地方消費税交付金という名での引上げ分は、前年度予算と新年度予算の差額でありますから、その差額4,620万円、これ飛騨市が予算計上しております。これを飛騨市の社会保障4経費、この4経費というのは年金、医療、介護などの社会保障経費と、少子化に対処するための施策に要する経費であります。この4経費と、社会福祉、社会保険、保健衛生などに関する施策など社会保障施策に充当せよ、というのが国の指示であります。

しかし、飛騨市の社会保障関連の予算を見回しましても、引上げ分の充当の形跡はほ

とんど見当たりません。民生費を見ても、新規事業はただ一つ。老人施設整備補助金の4,500万円のみでありました。消費税増税に係る低所得者支援が、新規事業として挙がっておりますけれども、その財源1億1,000万円は全額国庫負担であります。市の充当は全くありません。それどころか、26年度の民生費予算は、前年度より9,300万円も減額しているのが実態であります。さらに、消費税をかけなくていいことになっている一般会計の公共料金などに軒並み課税する予算があがっております。この税収分は200万円余という説明でありましたけれども、それを社会保障経費の何に充てるのかの説明もありません。これでは、やらずばったくりのそしりは免れないと思います。

例えば、山口県宇部市では、このような資料を予算説明資料として提示しています。これは「地方消費税交付金（増収分）を財源とした社会保障経費」という名の資料であります。説明には、消費税率8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、増収分というのは引上げ分です。これについては、社会保障経費（地方単独事業）の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされましたので、以下の通り明示します、ということで、地方消費税交付金の予算額がいくら、そのうち増収分がいくら、きちんと明示されています。それでこの中には、医療・保健衛生あるいは介護・高齢者福祉あるいは子ども・子育てあるいは障害者福祉、それぞれの事業に対する経費に増収分、引上げ分をどのくらい充当したかというのがきちんと書かれています。こういうことが行政の仕事だと思います。

消費税増税に私は反対ですけれども、50歩譲っても、こういうようなきちんとした引上げ分を何に使うかの説明がなければ、市民は到底納得できるものではありません。このような市民に説明のつかない予算に、到底賛成することはできないと思います。この予算の審査の中では、入浴券を無料化にせよ、あるいは福祉灯油券のことも議論されました。いろいろな意見が出ました。こういうことが一つ一つ積み重なって充実する、そういうところに引上げ分を充当する。それでこそ、きちんと社会保障に皆さんから頂いた増収分を手当てする。このことが胸を張って言えるのではないのでしょうか。それが全くできていない新年度26年度予算に、私は市民を代表して反対したいと思います。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に、賛成討論を行います。13番、天木幸男君。

〔13番 天木幸男 登壇〕

○13番（天木幸男）

私は、賛成の立場から討論を行います。

飛騨市は、活気ある夢の持てる新市創造に向け、出発してから早いもので10年がたちました。この間、合併特例債という財政支援を生かしながら、合併効果と財政の健全性を高め、総合計画に沿った施策の目的の達成のために、さまざまに事業に取り組み、

土台作りに取り組んでまいりました。

しかし、時代の変化は大きく変遷している現在、従来型の手法では通用しなくなっているために、時代の変換に順応すべく政策転換を図りながら進められているところでもあります。

そんな中、本年の予算編成は、特に従来の当初予算とは違い、新しい発想を持って思い切ったさまざまな政策を取り入れられ、成長戦略の目玉として産業政策に力点が置かれましたことは、当を得た取り組みと敬意を表するものであります。

そこで、籠山議員のおっしゃっている地方消費税収入は社会保障に要する経費に充てるものとされていますが、飛騨市は保育料の減額措置や保育士の加配、私立保育園の運営負担金、医療費助成、老人福祉施設措置補助、いきいき健康増進券など、医療、介護、子供、子育て、社会福祉などの分野で既に多くの事業に一般財源が充てられております。その引上げに伴う増収分はこうしたものへ振り替えられ、民生費における一般財源総額は、昨年度とほぼ同額が確保されています。また、一般会計に占める民生費の割合は22.2パーセントと、施設整備が終了してもなお大きな予算が確保されており、予算規模からしても身の丈に合った規模になっており、活力が期待される予算編成になっております。あとは、その施策をいかに結果に結びつけるかにかかっているのであります。

私はいつも申し上げておりますように、経済成長なくして町の発展はないと申し上げておりますが、その政策分野であり農工商観光分野における予算のウェイトは特別大きくはなっていないものの、成長戦略としての新しい発想が目につき、その取り組みの姿勢が顕著に表れております。どうか、この予算の効果が最大限に生かされるよう期待するものであります。今回の予算は適切なる予算と信じ、賛成の意を表するものであります。以上、平成26年度飛騨市当初予算に対する賛成討論といたします。

〔13番 天木幸男 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立多数であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第21 発議第2号 議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議

◎議長（内海良郎）

日程第21、発議第2号、議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議について議題といたします。説明を求めます。3番、田中清安君。

〔3番 田中清安 登壇〕

○3 番（田中清安）

議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議を發議いたします。

發議第2号、議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議。上記事件について別紙のとおり發案する。提出者は、私、田中。それから賛成者は、森下議員と池田議員であります。それでは、本文を朗読させていただきます。

議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議。

飛騨市は、合併以来、保育園の整備、小中学校校舎の耐震化等の基礎体力造りに取り組んできた。一方、市が管理する財産については、その大半が合併前の旧町村から引き継いだままで、その活用方針があいまいなものが見受けられる。合併特例期間が終了し、今後、市の財政は厳しくなると想定されることから、維持管理の観点からも市が管理する財産の見直しは喫緊の課題である。よって、合併10年を契機に、市が管理する財産の取り扱いについて下記のとおり決議する。

記、1、国、県、医療関係及び福祉関係へ貸与しているものを除く市が管理する全ての財産について再点検を行い、今後の活用方針を明らかにすること。2、上記1で検討した結果、活用する見込みがないと認められた財産については、原則として処分すること。3、土地を借り受けて運営している施設等については、引き続き活用するものは原則として土地を買い上げ適正に管理すること。活用する見込みのないものは施設等を処分し土地を返還すること。4、個人又は法人の住宅又は工場等の用に供するため、貸し付けている土地及び建物については、借り受け者に売却すること。平成26年3月19日、飛騨市議会。

裏面に参考資料といたしまして、市が貸借により管理している財産の状況を掲げております。一つ目として、土地を借りている物件、これは平成24年度決算時点のものでございますけれども、これだけ120件があります。それから2として、土地を貸し付けている物件。これも平成24年度決算でございますけれども、137件のものがあります。これらについて適正に処理するよう求めるものであります。以上です。

〔3 番 田中清安 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17 番（籠山恵美子）

これも今、初めて見るものなので。大きなところでそう違和感はないのですが、ただ、「平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議」というタイトルが適切かどうかですね。ということは、26年度内にこういうことを何とかしろ、という附帯決議ということになるのかなと思いますけれども、文章的にはこの1年度で区切られるような内容ではないと思いますが、その辺り作成者の思いを聞かせてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

○3番（田中清安）

今年度の26年度の予算の中には、参考資料で掲げております土地を借りている物件、それから土地を貸し付けている物件、この中に借地料、それから貸付料の予算が入っています。ですから、当然これらを見直すということは、財産について見直しが必要になりますので、それに対して附帯決議を付けるものであります。

◎議長（内海良郎）

ほかにありませんか。

○17番（籠山恵美子）

つまり、26年度の予算の範囲でやれることはやりなさいと。そういうことですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

○3番（田中清安）

先ほどから申し上げましたように、予算計上されているということは、その部分が物件があるということになります。ただ、それでいいのかどうかということは、甚だ疑問を感じるころがありますので、しっかり中を点検し直せということであります。

◎議長（内海良郎）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

これで質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま説明がありました発議第2号、議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。それではこれより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◆日程第２２ 議案第３４号 平成２６年度飛騨市国民健康保険特別会計予算  
から

日程第３５ 議案第４７号 平成２６年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（内海良郎）

日程第２２、議案第３４号、平成２６年度飛騨市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第３５、議案第４７号、平成２６年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの以上１４案件を、会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。１４案件については予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第３９条第３項の規定により委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。それでは、これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行います。日程第２２、議案第３４号、平成２６年度飛騨市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第３５、議案第４７号、平成２６年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの以上１４案件を一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第３４号から議案第４７号までの１４案件は、一括して採決することに決しました。議案第３４号から議案第４７号までの１４案件の委員長報告は可決であります。議案第３４号から議案第４７号までの１４案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３４号から議案第４７号までの１４案件は、委員長報告のとおり可決されました。



◆日程第３６ 請願第１号 特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願  
から

日程第３７ 請願第２号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書

◎議長（内海良郎）

日程第３６、請願第１号、特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願について、および日程第３７、請願第２号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書についての以上２案件を、会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。

請願第１号および請願第２号の２案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。総務常任委員長、谷口充希子君。

〔総務常任委員長 谷口充希子 登壇〕

●総務常任委員長（谷口充希子）

それでは、総務常任委員会に付託されました請願第１号および請願第２号につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

去る３月１１日、午前１０時より委員会室で審査を行いました。請願第１号、特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願について申し上げます。本請願は、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の採択を求めるものです。審議におきましては、紹介議員である籠山議員から補足説明を受けた後、審議を行いました。

審議では、反対意見として、この法がいままでなかったが、国際的に必要である。あくまで外交、防衛、テロ防止、スパイ防止に対するものであり、国民保護にとって必要であるとの意見がありました。

賛成意見では、国民の大多数や弁護士等も反対している等の意見がありました。

自由討議および討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択として報告することに決しました。

次に、請願第２号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書につきまして申し上げます。本請願は、要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付で行うよう国に要望することを求めるものです。

審議におきましては、紹介議員である籠山議員から補足説明を受けた後、審議を行いました。

審議では、自由討議において、岐阜県市議会議長会での決議について説明がありました。討論はなく、全会一致で採択すべきものとして報告することに決しました。

その後、採択すべきものとして可決いたしました、請願第２号に関する意見書につきまして、委員長提案させていただき、審議いたしました。審議の結果、当委員会としまして、請願第２号に関する意見書を発議することに決しました。以上、当委員会に付託されました請願審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

副市長より退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議は、請願番号を述べてから行ってください。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。反対討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。最初に、請願第1号、特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。請願第1号、特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願について採択することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立少数です。したがって、請願第1号、特定秘密保護法に関する意見書採択を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、採択すべきものです。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立多数です。したがって、請願第2号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◆日程第38 意見第1号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

◎議長（内海良郎）

日程第38、意見第1号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書を議題といたします。説明を求めます。総務常任委員長、谷口充希子君。

〔総務常任委員長 谷口充希子 登壇〕

●総務常任委員長（谷口充希子）

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について。上記事件について別紙のとおり発案する。

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書。

現在見直しが検討されている介護保険制度において、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを、介護予防給付から切り離し、市町村が実施する「地域支援事業」に移行することが検討されている。

「地域支援事業」は実施主体が市町村となり、地域の実情に応じて行うこととなるため、介護サービス内容は市町村の裁量に任されることとなる。

実施主体が市町村となることにより、財政及びサービス基盤が脆弱な自治体においては、介護サービスの低下と不均一化を招き、社会保障制度として公平性が維持できなくなることが懸念される。

よって、現在検討されている介護保険制度の改正の見直しとともに、要支援者への介護予防給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年3月19日、岐阜県飛騨市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

それでは質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第３９ 総務常任委員会調査報告について

◎議長（内海良郎）

日程第３９、総務常任委員会調査報告について、を議題といたします。総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。総務常任委員長、谷口充希子君。

〔総務常任委員長 谷口充希子 登壇〕

●総務常任委員長（谷口充希子）

総務常任委員会の調査結果報告を行います。

５月１６日に所管事業調査、６月２７日に管内視察、７月４日に飛騨市消防団幹部の皆さんとの意見交換会、１０月１０、１１日に管外視察を行いました。最初に管内視察について報告いたします。

６月２７日に、総務部関係１カ所、市民福祉部関係６カ所、教育委員会関係４カ所、病院管理室関係１カ所の施設および管理運営状況を視察いたしました。現地視察終了後、当委員会のとりまとめを行いましたので、主な視察内容について報告させていただきます。

飛騨市地鶏牧場については、「めひの野園」の担当者はじめ、飛騨地鶏研究会の方から説明を受けました。意見では、障がい者雇用までにはまだ時間がかかるようであり、今後とも施設整備等含めて支援していく必要があるとの意見がありました。

神岡町東生涯学習館につきましては、耐震改修をしなければならない施設を、社会福祉協議会の「なかよしキッズ」等に利用している現状であり、大きな建物を管理していくより、取り壊して必要な規模に見合った施設を造ることが必要ではないか。建物の全体構想を作り、順番に取り壊していく等行って整理するとの意見が多数でありました。

神岡町山田生涯学習館では、耐震改修しなければ使用できない施設であり「障がいのある人を支える会」の要望もあります。大きい建物を管理していくより、取り壊して更地にし、要望に対しては別途考える必要があり、早く結論を出したほうが良いとの意見がありました。

また、民具については東生涯学習館、山田生涯学習館両方にあり、寄付者の意見も確認しなければいけませんが、データ化し必要、不必要な物に整理する必要があります。不必要な民具については、売却も含めて整理したほうが良いのではないか、などの意見がありました。

坂巻公園野球場については、照明灯落下について不特定多数の人が利用する施設であり、早く修繕等の対策を行う必要があるとの意見がありました。

宮川防災備蓄倉庫につきましては、備蓄数量について対象人口の３０％で、３食分では少ないのではないかと。各家庭での備蓄３日分について広報する必要があるのではないかと、などの意見がありました。

和光園につきましては、指定管理料について入園者数が減少していく中で、協議して

変更していく必要がある。吉城福祉会が赤字にならないように手当してやる必要がある。また、県内他市でこのような施設について、どのような動きがあるのか調査する必要があるとの意見がありました。

当委員会で行いました管内視察につきましては、お忙しい中、めひの野園様、吉城福祉会様、担当部署、担当職員の方々の丁寧な説明と対応によりまして有意義な調査ができましたことを心より感謝申し上げ、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

次に、7月4日には、飛騨市消防団幹部の皆さんとの意見交換会を協議会室で行いました。消防団幹部の方からは、消防団員の確保および操法訓練会場の確保に関して意見があり、人口減少に伴う団員定数や操法訓練会場の確保、また消防団に対する地域の意識の変化への対応等も含めて今後とも検討していく必要があるということで、とりまとめを行いました。

当委員会で行いました意見については、飛騨市消防団に回答するとともに、副市長に資料提供としてお渡しをいたしました。

次に10月10日、11日は管外視察を行いました。富山県氷見市、石川県七尾市、珠洲市、輪島市の4市を訪問し、氷見市では氷見市民病院についての公設民営化について説明を受け、医師および看護師確保および病院経営について説明を受け、質疑を行いました。七尾市ほか3市においては、定住促進対策をはじめ地域活性化事業の取り組みについて視察し、いずれも地域の皆様方の熱意と努力を傾注されている状況をお聞きし、飛騨市における活性化の取り組みの一つとして、とても参考になるものでございました。

これらの管外視察を通じまして、当委員会の重点課題として、飛騨市市民病院の医師および看護師確保について議論した結果、全国に先駆けて地域医療の意見書を国に提出することといたしました。この後、当委員会としまして、意見書につきまして提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、12月18日は飛騨市社会福祉協議会の担当者および出会いサポートコーディネーターの稲葉さんと、結婚相談、出会いサポート事業について意見交換会を開催しました。社会福祉協議会が取り組んでいる状況やコーディネーターとしての活動をお聞きし、問題点や今後の取り組みについて貴重な意見を頂き、議会としても今後の重要な政策として取り組んでいく必要性を改めて認識いたしました。

次に、広報広聴委員会が行いました各区長会、自治会長会の意見交換会より、特に調査が必要な事項として議長より調査命令を受けました。

1、市民病院の医師確保および出産窓口相談についてと、2、若者を中心とした結婚対策について調査いたしました。市民病院の医師確保につきましては管外視察を行い、氷見市市民病院の例をはじめ、これまでの固定観念にとらわれることなく、市民病院のあり方について今後とも検討していくことといたしました。

出産相談窓口対策につきましては、市としまして必要な手立てはできていることを確認しました。今後、市民に対するさらなる広報の必要性があるとともに、体制の充実を

図る必要があると認識いたしました。

若者を中心とした結婚対策につきましては、飛騨市社会福祉協議会およびコーディネーターとの意見交換会を通じまして、積極的に取り組んでおられることに敬意を表するところでございます。また、4町にコーディネーターを支えるための、大きなお世話のおせっかいお婆さんのボランティアの方々が協力されていることも認識しました。今後、市としてのさらなる取り組みとともに、議員個人として積極的なPRなどが必要であると認識いたしました。

以上、簡単ではございますが総務常任委員会の調査報告を終わります。なお、議長宛てへ委員会調査報告書は提出済みであります。併せて報告いたします。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

#### ◆日程第40 産業常任委員会調査報告について

◎議長（内海良郎）

日程第40、産業常任委員会調査報告について、を議題といたします。産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。産業常任委員長、高原邦子君。

〔産業常任委員長 高原邦子 登壇〕

●産業常任委員長（高原邦子）

産業常任委員会の調査報告結果を行います。

5月15日に所管事業調査を行い、6月28日に管内視察、7月22日と8月28日に企業訪問として、神岡鉱業株式会社ほか3社を訪問いたしました。また、8月19日、20日には管外視察を行いました。最初に、管内視察についてご報告いたします。

5月15日に、企画商工観光部関係2カ所、農林部関係4カ所、環境水道部関係3カ所、基盤整備部関係3カ所、事業実施箇所および予定地等合計14カ所を視察いたしました。視察後とりまとめを行い、主な意見について、主な視察箇所についてご報告させていただきます。

まず、中山間農業研究所につきましては、市からの委託調査研究の状況等について視察を行い、今後とも中山間農業研究所と連携して大いに活用していく必要があるとの意見がありました。

次に、市有林整備事業では、現在は公共事業として行っている。林建協働ということで行っているが、今後は国土強靱化政策等で公共事業等が拡大すれば、建設業者の撤退

もあり得る。木材価格が安いと、木材乾燥施設の導入に前向きに取り組み、木材需要の喚起につなげてほしいなどの意見がありました。

次に、河合牧場につきましては、牧場のスペースがもう少し広くあった方が良く、との意見のほか、6戸の畜産農家のための施設となっている。行政が100%を出してやっているが、市全体の畜産振興につながっていないのではないかと。一生懸命やっている畜産農家との不公平感があるのではないかと、との意見がありました。

次に、宮川焼却場につきましては、使用していない施設について借地料を支払っている。ダイオキシン対策ということで、取り壊しに多額の費用が必要となる。もっと早く解体すべき施設であることから、市有施設について計画的に優先度を検討して解体を進める必要があるとの意見がありました。

次に、種蔵地区整備状況につきましては、コンスタントに誘客が図れるよう期待したいとの意見がありました。

次に、かじか養殖につきましては、繁殖率、生存率が、まだ低い状況にあるとの説明から、これからも研究に対する応援体制が必要であるとの意見がありました。

次に、松ヶ瀬清掃工場につきましては、宮川焼却場と同じく、計画的に優先度を検討して解体を進める必要があるとの意見がありました。

次に、松ヶ丘斎場につきましては、取り壊しにおける高山市の費用負担についての質問があり、高山市の負担分は2%であるとの回答がありました。施設の老朽化に伴う更新計画については、十分な検討が必要であるとの意見がありました。

次に、石神用水水力発電につきましては、飛騨市で初めての事業であり、早く実現を期待したい。また、ほかの地区でも適地があれば推進してほしい、との意見がありました。

全体としてのとりまとめとしまして、取り壊しの必要な市有建物および施設について、どれだけあるのか調査する必要があるとの意見が集約し、執行部に対し調査報告を依頼することといたしました。

当委員会で行いました管内視察につきましてはお忙しい中、中山間農業研究所様、河合牧場様、川甚亭様はじめ担当部署、担当職員の皆様から、懇切丁寧な説明と対応によりまして有意義な調査ができましたこと、心より感謝申し上げます。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

次に、企業訪問についてご報告いたします。神岡鉱業株式会社、株式会社イバタインテリア、有限会社ナウエ木工、有限会社湯峰ソーイングの4社を訪問し、工場内の視察の後、意見交換を行いました。それぞれ地元企業が抱える問題点や、行政として今後取り組んでいかなければならない課題が多くあり、議会としても調査、検討を行い、より良い政策提言を活動につなげていく必要性を感じました。

なお、意見交換会で提言等されました項目については、当委員会の意見取りまとめを行い、回答をいたしております。この企業訪問に当たっては、お忙しい中を受け入れ、

対応していただきました企業の皆様に、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

次に、管外視察につきましてご報告いたします。８月１９日、２０日の２日間におきまして、当委員会の本年度重点調査項目といたしました空き家対策と、交通弱者対策につきまして、長野県東御市、山梨県山梨市、甲州市を視察訪問いたしました。

東御市では、空き家バンク制度と新交通システム、山梨市では、空き家バンク制度、甲州市では、新交通システムについて説明と質疑を行い、先進地としての事例を調査いたしました。それぞれが地域の課題解決に向けて先駆的に実施されており、同様の課題を抱えている飛騨市にとって、大変参考となる視察調査となりました。

次に、当委員会として特定課題調査についてご報告いたします。当委員会では、特定課題といたしまして買い物弱者対策、空き家対策について、委員を２班に分けて調査することといたしました。それぞれの班において独自に調査を行い、その結果を基に当委員会としてのとりまとめを行いました。

買い物弱者対策につきましては、公共交通政策の見直しが行われているほか、民間事業の推移をさらに研究する必要があるということから、今後においても検討課題といたしました。

空き家対策につきましては、勉強会といたしまして委員全員を対象として、平成２５年７月３０日に講師として株式会社柳組の柳七郎様ほか２名をお招きし、空き家調査の結果等を踏まえた勉強会を開催するとともに検討を進め、政策提言書案のとりまとめを行いました。今回当委員会として政策提言までは至りませんでした。この問題につきましては引き続き調査検討が必要ということで、引き継いでいただきたいと思います。

２月１２日に委員会の研修といたしまして、神通川水系砂防事務所の所長様と副所長様を講師として研修を行いました。大正初期に開設されました神通川水系砂防事務所は、間もなく１００周年を迎えるとか。先人たちが災害等で苦勞して、たゆまぬ努力で治山治水がなされていることに感銘を受け、飛騨市の安心安全、防災について不断の努力をしなければと考えを新たにいたしました。

２月２２日は、古川商工会の皆様と飛騨古川活性化に向けての懇談会に、委員会として出席いたしました。地域活性化に向けて情報や考えを共有しようというテーマで、率直に意見交換ができ、とても参考になりました。

以上、簡単ではございますが産業常任委員会の調査報告を終わります。詳しくは、議長宛てへ委員会調査報告書を提出しております。併せてご報告いたします。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）



◎議長（内海良郎）

質疑なしと認めます。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第４１ 議員定数等特別委員会調査報告について

◎議長（内海良郎）

日程第４１、議員定数等特別委員会調査報告について、を議題といたします。議員定数等特別委員長から報告の申し出がありますので、これを許可いたします。議員定数等特別委員長、後藤和正君。

〔議員定数等特別委員長 後藤和正 登壇〕

●議員定数等特別委員長（後藤和正）

国、地方とも深刻な財政危機下にあつて、効率的な財政運営での移行や地方分権へのシステム転換が進展する中、合併の潮流として自治体自身の政策能力の向上に向けたスケールメリットを生む必要性があり、合併後、飛騨市は行財政改革や政策総点検による事業の取捨選択等、財政の安定を図ってきました。飛騨市議会も例外ではなく、切りつめられた財源の中で組織と運営の合理化が求められ、平成２４年からは議会基本条例を制定し、市民との情報共有を図り、市民の福祉向上と市政の発展に向けて全員で力を尽くしておりますが、合併の意義や行政との歩調を考えたとき、定数削減と精力的な活動によるさらなる議会機能の向上が理想とされるところであります。

過去の経緯では、平成２３年度に議会改革特別委員会が設置され、議員定数に対しまして区長会等の意見を踏まえて審議されました。その結果、その年の１２月本会議にて合併１０年目の平成２６年度までに議員定数を見直すことを決議し、それに基づき平成２５年３月２１日の本会議にて、議員定数等について調査することを目的に当特別委員会の設置に至りました。

初回の委員会において、２３年の決議にある「見直す」という意味は、削減である認識を確認し、以降の協議に入りました。それでは、議員定数の調査結果をご報告いたします。

議員定数については、議会基本条例第２５条にのっとり検討に入りました。県内各市の議員定数、人口、世帯数、将来推計人口、高齢化率、面積、一般会計予算、財政規模等の重要項目、常任委員会の定数や委員数、職員数など数々の資料の考察と分析を行い協議し、委員会の素案を作ることにいたしました。

また、全議員参加のもと、帝京大学教授であり、自治大学校客員教授の内貴滋先生を講師にお招きし、地方自治、議会の役割、議員定数等に関する研修会を開催しました。さらに、正副委員長が行政管理講座、「地方議員の定数・報酬等の考え方」に参加し、３０ページのレポートにまとめ各委員に配布し、委員会の基礎資料として活用しました。

そのほかに、８月２２日には当委員会の視察調査として、飛騨市より議員定数の少ない下呂市、美濃市、山口市へ出向き、各議会の経緯や根拠、委員会運営等、意見交換を

含めた調査。6月から8月には、4町の区長会等地域代表者との意見交換会で、中間報告と地域意見のとりまとめの依頼。9月には、委員外議員の考え方を全員協議会で聞かせていただきました。最後に会派での意見のとりまとめをしていただき、ひだ市政クラブの定数案14人、新生飛政会14人、との報告およびそれぞれの理由を伺いました。

以上の経過を踏まえ委員会で協議した結果、議員定数14人の素案が異議なく決定しました。この現在の議員より3人減員の14人とする素案につきまして、11月21日からホームページ、各振興事務所にて、市民意見の募集受付を開始するとともに、4町の区長会、自治会協議会等にも意見のとりまとめをお願いしました。この募集期間については、他市のパブリックコメントはおおむね1カ月とされており、協議しましたところ委員から、師走の慌ただしい中であること、各地域での会合の機会があり2カ月でもよいのでは、という意見もあり、区長の改選時の所もございましたが募集期間を2カ月とし、1月20日を受付終了日とさせていただきました。

その結果、パブリックコメントによる市民意見では、7名の方からご意見を頂戴しました。議員定数に関して2名の方は、議員定数案10人、1名の方からそれぞれに11人、12人、13人以下、13～14人、あまり少なくしない、との意見を頂きました。減員の主な理由では、他市との財政規模の比較、10年後の飛騨市の人口と議員一人当たりの人口や有権者数での他市との比較、また面積については、広い面積でも議員の行動力、活動力があれば解消されるもの、との意見がありました。また1名の方からは、できるだけ多様な声が市政に反映されるように議員定数はあまり少なくしない配慮が必要ではないか、という意見でした。以上、7名の方々から意見をお寄せいただきました。

区長会、自治会協議会等からのとりまとめでは、古川町区長会からは、議員定数の削減と議長採決が発生しない偶数という理由から、定数14人の素案に賛成、と報告を頂きました。河合町自治会では、12名からの発言を列記され、素案に賛成が7名、減らすだけではなく議員の資質向上を望むとする意見が1名、選挙のたびに定数が変わらないように一気に12人か13人とする意見が2名、地域の議員がいなくなる恐れから困るとする意見が2名ありました。宮川町区長会からは、14地区の意見を頂き、素案に賛成の地区が11地区、ほか2地区は現状の17人、1地区では減員で議員は厳しくなる、市の経費で考えれば減員、定数は10名程度でも、とさまざまな意見を頂きました。神岡町自治会連合会では、14地区の意見が提出されました。針田会長からは、議員自らの身を削る素案に会議では全般に好意的であった、とお言葉を頂きました。素案には議長採決がないこと、また人口減や財政面等の理由出の賛成が8地区、そして1地区は市政運営を考えて定数16人、2地区は将来的な人口減少から12人ないし13人、また3地区からは個人意見は千差万別で財政面では減員だが、行政運営では削減は望ましくなく一長一短、意見集約が困難であった、ということでした。以上が4町からの意見でありました。これらの意見につきましては、議員全員に配布いたしましたので、参考にして今後の議会および議員活動に取り組んでいかなければならないものと思います。

今回の市民意見の募集および区長会、自治会の皆様には貴重なご意見をお寄せいただきましたこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

委員会素案に対する市民意見を頂き、これまでの委員会の経過を併せ協議し、最終結論を出すことに決しました。全会一致を望みましたが、もっと時間をかけて結論を出すべき、とする反対討論があり、採決した結果、賛成多数により原案のとおり、議員定数は次回選挙より3名減員し14名とすることで決定いたしました。

次に、議員報酬につきまして申し上げます。議員報酬につきましては、議員活動の専門性が問われる中で市民の理解が重要との認識のもと検討を行いました。

意見では、1、若い人が議会に挑戦できるような報酬が必要であり、上げる方向で検討すべき。2、年代別報酬額はできないか。3、報酬は据え置き。政務活動費を増額すればどうか。4、市の財政支出は増額しない。5、やむなく兼業することを考慮し、議会開催日の曜日を定めるというような議会運営に関すること。などもありました。

当特別委員会としましては、委員会で出た意見を議長に報告することとし、今後も議会として引き続き調査、検討を進める必要があるとの認識で一致しました。そして、平成27年度には議会改革特別委員会を設置し、このことも含め検討することに決定いたしました。

以上で、議員定数等特別委員会の調査報告を終わります。なお、議長宛てに委員会調査報告書を提出しておりますので、併せて報告いたします。

〔議員定数等特別委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑なしと認めます。これで議員定数等特別委員会の報告を終わります。

#### ◆日程第42 発議第3号 飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例について

◎議長（内海良郎）

日程第42、発議第3号、飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。本案について説明を求めます。6番、後藤和正君。

〔6番 後藤和正 登壇〕

○6番（後藤和正）

発議第3号について、ご説明いたします。

飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年3月19日提出。提出者、飛騨市議会議員定数等特別委員会委員長、後藤和正。提案理由、議員定数の見直しに伴う改正。1ページをめくってください。

飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例。飛騨市議会の議員定数条例（平成

16年飛騨市条例第6号)の一部を次のように改正する。本則中「17人」を「14人」に改める。最終ページの資料をご覧ください。

資料、飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例(案)要旨。1、改正の趣旨、議員定数の見直しに伴う改正。2、改正の内容、議員定数を17人から14人に改めるのも。3、施行日、公布の日。2枚目へ戻っていただき、附則、この条例は、公布の日から施行し、次の議会の議員の一般選挙から適用する。以上です。

〔6番 後藤和正 着席〕

◎議長(内海良郎)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います、討論はありませんか。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番(籠山恵美子)

私は、この議員定数条例の一部改正に反対して、理由を述べたいと思います。

今、特別委員会の委員長から縷々これまでの経過と説明がありました。財政だけで定数を論じることは大変危険なことだと思っています。ただ、一般市民の方が、議会の内情、議会のさまざまな様子というものを全て把握して、一般の方々の意見を求めるということも大変罪なことかなと私は思っています。

自分たち、これまでの議員の経験者、あるいは現職で議員をやっている私たちが、やはりいろんなことを考えながら定数を決めていくことも、これも責任ある大事な態度ではないかなと思ひまして、ずっとこの間<sup>かん</sup>考えてまいりました。私は、とりあえず17人の現行の定数を守るべきだと思っています。

今、パブリックコメントで頂いた意見も、数字にこだわっているというよりも議会に対するさまざまな思い、苦言、それから注文、いろいろあったと思います。そのことは

定数に関わりなく、議会の議会改革としてもっともっと改善できるものがあるはずですし、例えば、若い人がもっと出られるようにということであれば、若い方が自分の自由意思で立候補できるように、地区推薦制度というものはやめるべきだと思っています。地区推薦制度があるために縛られ、そして定数も区長会に遠慮した定数を考えるようなことになりかねない。ですから、私はその地区推薦制を解消しただけで、随分やる気のある若い人が自由意思で立候補できる、それにその方々が政策を縷々述べ、それに投票する。これで随分民主的に改革できるのではないかと考えています。

それから、せっかくできた議会基本条例では、議会としての提言ということの大いにやろうということが書かれてあります。行政に対して本当に有意義な提言をするためには、なるべく多くの方の、それからさまざまな地域からの声が引き上げられ、そして十分にみんなで練り、そして提言することも大事だと思っています。こういうものは、少数制でものが良い方向に片付くとは私は思っていません。民主主義には時間がかかります。お金もかかります。ですから、財政的に厳しいので定数を減らしてもいいのではないかというのは大雑把な意見としてありますけれども、とはいえ一方では、先日の補正予算の審査でも、飛騨市は随分不用額を出しております。その不用額を合計してごらん下さい。議員なんか減らさなくたって十分やっていますよ。そういう意味では、私たちはもっともっと地域の人たちが今何を望んでいるのか、これから疲弊していく地域の隅々の声を拾い上げるためには議員が少なくてもいいのかどうか、これは十分に議論する余地があると思います。そういう意味では、委員会の中でも声があったようにですけども、時間をかけてやるべきだと、本当にそう思います。今、拙速に定数を14人に減員する必要はないと思ひまして、この条例改正には反対いたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に賛成討論はありませんか。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

私は、飛騨市議会の議員定数条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論いたします。

先ほど委員長の報告からもありましたが、5万人以下の市では議員一人当たりの人口が約1,900人。委員会は約3委員会あり、委員数は約7人。それで平均的な議員数は19人となっております。現在、飛騨市では17名ということで、全国の平均は下回っておりますが、この2万人台の人口でのこの飛騨市、今後の人口減少を考えますと定数の削減は避けては通れない、そういうふうに考えております。

また、各町の区長会、自治会連合会からの意見にもおおむね賛同を頂いております。また、パブリックコメントの中には、14人以上のさらなる削減、という意見も出てきております。飛騨市の議員定数は26名から17名に削減され、今回14名に削減する

ことにより、飛騨市議会として最終的な議員定数の数字になると考えております。以上のことから、飛騨市は常任委員会が2つ、委員数は1常任委員会7人が適当と考え、14名に削減する案に賛成をいたします。

〔1番 前川文博 着席〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

これで討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することと賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（内海良郎）

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◆日程第43 意見第2号 地域医療再生に関する意見書

◎議長（内海良郎）

日程第43、意見第2号、地域医療再生に関する意見書について議題といたします。

本案について説明を求めます。12番、谷口充希子君。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

地域医療再生に関する意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。

地域医療再生に関する意見書。地域医療は、新医師臨床研修制度の導入以来、深刻な医師不足や偏在により非常に厳しい状況におかれている。新医師臨床研修制度は、地域医療の充実を図るため制度の改正がおこなわれたところであるが、地域医療現場においては、医師不足、偏在を更に助長する結果となっている。地域医療の役割は、高齢化が進む現状にあつて、益々重要になっている。特に、地域医療の重要な担い手である自治体病院は危機的な状況におかれ、この危機的状況は、憲法が国民に保障する居住の自由をも侵しかねないと危惧される。

住民が安心して必要な医療を受けられるよう国において下記の事項を実現されるよう強く求める。

記、1、医師不足、偏在対策について。（1）医師の絶対数を確保するため、医学部定員の更なる増員と指導体制の充実を図ること。（2）医師の地域偏在を是正するため、医学部入学定員の地域枠を更に拡大すること。（3）医師に対して臨床研修終了後、一定期間、地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を講ずること。（4）都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。（5）医師の診療科の偏在を改善するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策を講ずること。特に、医師不足が

深刻な産科、小児科、外科、整形外科、麻酔科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援策を講ずること。(6) 医師の負担軽減を図るため、看護師、助産師等医療従事者、介護福祉士及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

2、緊急医療の確保、充実について。(1) 緊急医療体制について、緊急患者の受け入れ不能という事態を防止することはもとより、その確保、充実を図ること。(2) 周産期医療及び小児緊急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制充実のための財政措置を講ずること。

3、自治体病院への財政措置について。(1) 地域医療を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に過疎地の高度特殊医療、産科、小児科、救急医療に対して、地方交付税措置等の拡充強化を図ること。(2) 自治体病院における勤務医確保のため、過重労働の解消等勤務環境の是正、勤務実態を踏まえた処遇改善等にかかる財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年3月19日、岐阜県飛騨市議会。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、内閣官房長官。以上です。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、意見第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可

決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、意見第2号は原案のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長(内海良郎)

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分からといたします。

( 休憩 午前11時58分      再開 午後1時30分 )

◆再開

◎副議長(葛谷寛徳)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。午後から17番、籠山恵美子君が欠席であります。

ただいま、内海良郎議長から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎副議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長(葛谷寛徳)

追加日程第1、議長の辞職の件について、を議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長(野村重昭)

それでは朗読させていただきます。平成26年3月19日、飛騨市議会副議長、葛谷寛徳様。飛騨市議会議長、内海良郎。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

◎副議長(葛谷寛徳)

お諮りいたします。内海良郎議長の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎副議長(葛谷寛徳)

異議なしと認めます。よって、内海良郎議長の議長の辞職を許可することに決定しました。



◆休憩

◎副議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後１時３１分 再開 午後１時３１分 ）

◆再開

◎副議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。内海良郎君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。９番、内海良郎君。

〔９番 内海良郎 登壇〕

○９番（内海良郎）

発言のお許しを得ましたので、一言退任のご挨拶をさせていただきます。

私のような至らぬ者が、合併１０周年の節目の年に名誉ある議長に就かせていただき、おかげさまで今日の日を迎えることができました。これもひとえに皆様方のご支援、ご指導のたまものであると心から深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、この１年間、各方面いろいろな場所へ数多く出させていただきますと、今一番感じておりますことは、ご存じのとおり、飛騨市は県下２１市の中で人口は少ないほうから２番目ではございますが、決して引け目など感ずるべきではない。むしろ、風土や飛騨市民の人情の豊かさと、地域を愛する強い気持ちを持った方々がたくさんいてくださることなど、誇るべきであると思っております。このことは、市内各種の行事や会議などに出席させていただき、関係各位それぞれの立場でのご尽力を肌で感じさせていただきまして、これからますます重要となる共助、助け合いによる、安心の地域づくりの源であると感じた次第であります。まさに飛騨市の主人公は、飛騨市民の皆様です。そして、議会は市民の多様な声を集約して、市政に反映させることは当然の役割ではございますが、さらには、人口減少社会への対応と地方自治体の責任領域が拡大する中で、健全で持続可能な飛騨市であり続けるために、議会と市長との信頼のもと、さらなる市民の誰もが幸せになるために、議会は政策を提言することなどで市長と競い合い、お互いが知恵を絞り、協力、協働して最良の意思決定を導きたいと思いつけてまいりました。このことが市民から信頼される議会につながることでありと思っております。

また、一議員としては、人の役に立ち、人に必要とされることを幸せとして、感謝の気持ちでいきたいと思います。

最後に、賜りましたご恩に感謝申し上げるとともに、飛騨市ならびに飛騨市議会のさらなる発展をご祈念申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔９番 内海良郎 着席〕

◎副議長（葛谷寛徳）

ただいま議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（葛谷寛徳）

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（葛谷寛徳）

ただいまの出席議員は16名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（葛谷寛徳）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（葛谷寛徳）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人に氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（葛谷寛徳）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎副議長（葛谷寛徳）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（葛谷寛徳）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、前川文博君、5番、

野村勝憲君を指名いたします。開票の立会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（葛谷寛徳）

選挙の結果を報告いたします。投票総数１６票、これは出席議員数に符合いたしております。有効投票１６票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち、菅沼明彦君１４票、内海良郎君１票、山下博文君１票、以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は５票です。したがって、菅沼明彦君が議長に当選となりました。ただいま議長に当選されました菅沼明彦君が議長におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔８番 菅沼明彦 登壇〕

○８番（菅沼明彦）

副議長のお許しをいただきましたので、一言挨拶をさせていただきます。

議長就任に当たりまして、今の議長選挙におきまして、不肖菅沼を議長の当選人として選任をしていただきました。誠に身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重さを痛感に思う次第でございます。私は、これまでのいろいろな人生の経験を生かし、公平で公正な議会運営のために誠心誠意努力する所存であります。

さて、本市を取り巻く財政状況は、合併特例債が切れかけておりますが、市民税、法人税、固定資産税等の収入の大きな伸びが期待できない経済環境にあります。こうした中において、これからはゆっくりと下りながら、上りを生かし、また下りながら上る体力を養う。このようなこれからの予測ではないかと思っております。

一方、議会におきましては、合併して１１年目に入りましたが、市民の願いは議会が一体となり、多くの諸問題に取り組める体制を求められていると思います。執行機関に対しましては、地方自治における二代表制の一翼を担う市議会の役割を再認識し、議会の議決に基づく適正な行政が行われているかどうかを、常に市民の皆様の目線で監視し、民主的な市政の発展に全力を尽くしてまいりたい所存でございます。今後とも市民の皆様の温かいご理解とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、お礼とお願いのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔８番 菅沼明彦 着席〕

◎副議長（葛谷寛徳）

以上で議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（葛谷寛徳）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後１時５１分 再開 午後１時５２分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

会議を再開いたします。ただいま、葛谷寛徳副議長から辞職願が提出されました。お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第３ 副議長辞職の件について

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第３、副議長辞職の件について、を議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（野村重昭）

それでは朗読させていただきます。平成２６年３月１９日、飛騨市議会議長、菅沼明彦様。飛騨市議会副議長、葛谷寛徳。辞職願、このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

◎議長（菅沼明彦）

お諮りいたします。葛谷寛徳副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。よって、葛谷寛徳副議長の副議長の辞職を許可することを決定いたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後１時５３分 再開 午後１時５３分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

ただいま副議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◆追加日程第4 副議長の選挙

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（菅沼明彦）

ただいまの出席議員は16名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（菅沼明彦）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためさせていただきます。

〔投票箱点検〕

◎議長（菅沼明彦）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右から登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（菅沼明彦）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（菅沼明彦）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、田中清安君、15番、山下博文君を指名いたします。開票の立会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（菅沼明彦）

選挙の結果を報告いたします。投票総数16票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票16票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち、池田寛一君16票、以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、池田寛一君が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました池田寛一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔16番 池田寛一 登壇〕

○16番（池田寛一）

一言ご挨拶をさせていただきます。ただいまは、皆様方から多くのご支持をいただきました。本当にありがとうございました。菅沼議長とともに、一生懸命頑張らせていただきたいと思います。また、前内海議長、それから前葛谷副議長、1年間本当にご苦勞さまでした。誠にありがとうございました。

合併11年目、飛騨市の多くの課題に向けて、議会も執行部も職員も市民も一丸となって向かっていくよう、どうか心から皆様方のご協力をお願いして就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔16番 池田寛一 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時05分 再開 午後2時07分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。お諮りいたします。お手元に配付されましたと

おり、追加日程第5、常任委員の選任から、追加日程第14、閉会中の審査の申し出について、までを日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、追加日程第5から追加日程第14までを追加日程とすることに決定いたしました。

#### ◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第とします。

なお、総務常任委員会は協議会室、産業常任委員会は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで、年長の委員が委員長の職務を行っていただきますようお願いいたします。したがって、総務常任委員会は天木幸男君、産業常任委員会は山下博文君に委員長の職務をお願いいたします。

#### ◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時08分      再開 午後2時17分 ）

#### ◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には14番、葛谷寛徳君、同じく副委員長には7番、福田武彦君。産業常任委員長には6番、後藤和正君、同じく副委員長には1番、前川文博君がそれぞれ選出されました。以上、報告いたします。

#### ◆追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、4番、洞口和彦君、6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君、14番、葛谷寛徳君、

17番、籠山恵美子君を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を協議していただき、議長まで報告願います。会議室は、委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって、洞口和彦議員に委員長の職務をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時19分      再開 午後2時27分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。議会運営委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告いたします。議会運営委員長には12番、谷口充希子君、同じく副委員長には4番、洞口和彦君が選出されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第7 発議第4号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第7、発議第4号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 谷口充希子 登壇〕

●議会運営委員長（谷口充希子）

広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

1、名称、広報広聴特別委員会。2、目的、飛騨市議会基本条例、飛騨市条例第28条、第7条第4項の規定に基づき、平成26年飛騨市議会に関する議会だよりの編集および飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画および調整。3、委員定数、8人。4、継続期間、委員会は議会だよりの編集、調査および市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することが出来るものとする。平成26年3月19日提出。提出者、議会運営委員会委員長、谷口充希子。

〔議会運営委員長 谷口充希子 着席〕



◎議長（菅沼明彦）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。次に自由討議を行います。

自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ないようですので、自由討議を終結します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ないようですので、討論を終結します。議会運営委員長、谷口充希子君から提出されました、広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。したがって、広報紙の編集および意見交換会を開催するため、8人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。広報広聴特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番、前川文博君、4番、洞口和彦君、7番、福田武彦君、9番、内海良郎君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君、16番、池田寛一君、17番、籠山恵美子区の、以上8名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長、副委員長および会期を協議していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで、年長の委員であります内海良郎議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、広報広聴特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時32分      再開 午後2時38分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。副議長選挙の前の、暫時休憩を取り消させていただきますのでお願いいたします。

広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長には16番、池田寛一君、同副委員長には10番、森下真次君が選任されました。

◆追加日程第8 飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第8、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。当議会で選挙する議員の数は2人です。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、飛騨農業共済事務組合議会議員には2番、中嶋国則議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました2番、中嶋国則議員を、飛騨農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。よって、2番、中嶋国則議員が当選人となりました。ただいま当選されました2番、中嶋国則議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、飛騨農業共済事務組合議会議員の当選を告知いたします。

なお、ただいま選挙いたしました飛騨農業共済事務組合議会には、飛騨市議長も議員となっておりますので申し添えます。以上で、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を終わります。

◆追加日程第9 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第9、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙についてを議題としま

す。古川国府給食センター利用組合議会議員のうち、天木幸男議員、中嶋国則議員、池田寛一議員、籠山恵美子議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、指名推薦によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名推薦は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。古川国府給食センター利用組合議会議員に3番、田中清安君、9番、内海良郎君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3番、田中清安君、9番、内海良郎君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君を、古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3番、田中清安君、9番、内海良郎君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました3番、田中清安君、9番、内海良郎君、10番、森下真次君、12番、谷口充希子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◆追加日程第10 議案第48号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第10、議案第48号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

はじめに地方自治法第117条の規定により13番、天木幸男君の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

( 休憩 午後 2 時 4 5 分 再開 午後 2 時 4 5 分 )

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第 48 号の説明をさせていただきます。

下記の者を飛騨市監査委員に選任したいから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。記、選任の同意を求める者。氏名、天木幸男。生年月日、昭和 15 年 5 月 15 日、73 歳。住所、飛騨市古川町沼町 385 番地 2。提案理由でございますが、監査委員辞任による選任でございます。お願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので、質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 48 号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認めます。よって、議案第 48 号については原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで、そのまま暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後２時４７分 再開 午後２時４８分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第１１ 各種委員の選任

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第１１、各種委員の選任についてを議題といたします。各種委員の選任については、ただいまお手元にお配りいたしました飛騨市議会役員編成表のとおりでございます。各種委員の選任については、ただいま決定いたしました委員等を整理し、後に飛騨市議会役員編成表のとおり配付させていただきますのでお願いいたします。

なお、先ほどの議長交代により、飛騨農業共済事務組合議会についても議長が議員となりますので申し添えます。

各常任委員会、議会運営委員会から、委員会において審査あるいは調査中の事件について、会議規則第１０４条の規定により閉会中の継続審査、調査の申し出があります。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◆追加日程第１２ 閉会中の審査の申し出について（総務常任委員会）  
から

追加日程第１４ 閉会中の審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第１２から追加日程第１４についてまでを一括議題といたします。お諮りいたします。閉会中の継続審査、調査については、お手元に配付しました申出書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、申出書のとおり行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで、市長より発言

の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、２月２５日に開会いたしました第１回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、１６２億４，０００万円の一般会計予算をはじめ、特別会計、企業会計合わせて２７２億１，２７１万円の新年度予算を提案いたしました。また、条例の制定、改廃など、数多くの議案について長期間にわたりまして慎重なる審議をいただき、適切なるご決定を賜りました。誠にありがとうございます。議員の皆様から賜りました数々のご意見やご提言につきましては、真摯に受け止めさせていただくとともに、今後の市政運営に生かしてまいりたいと思います。

本定例会開会日の冒頭でも述べましたが、今後この１０年間で築き上げました堅実で強固な土台の上に立ち、飛騨市の確かな自立とさらなる飛躍を目指して着実に歩んでまいりたいと思いますので、議員各位におかれましては、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、内海前議長の今年１年の大変なご労苦に心から感謝申し上げますとともに、菅沼新議長のもと、議会のさらなる発展を心からご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（菅沼明彦）

それでは本日の会議を閉じ、２月２５日から２３日間にわたりました平成２６年第１回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後２時５３分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会新議長

菅沼 明彦

飛騨市議会旧議長

内海 良郎

飛騨市議会副議長（臨時議長）

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（14番）

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（15番）

山下 博文